

児童生徒・保護者の皆様へ

県内において、新型コロナウイルス感染症の感染者数が急激に増加していることから、同感染症の感染拡大の防止に努めているところです。新学期を迎えて、各学校においては下記の対策を徹底した上で教育活動を実施しますので、御理解とご協力をお願いします。

記

I 登下校に関すること

- ・ 登下校の感染リスクを下げるため、自転車や徒歩による通学の場合も身体的距離を確保するよう指導を行います。
- ・ 授業終了後は、集まって雑談したり、寄り道をしたりせず、速やかに下校するよう指導を行います。

II 学業や学校生活に関すること

- ・ 常時換気を行い、児童生徒同士の間隔を可能な限り確保するなど、感染症防止対策を万全に行った上で、授業等を実施します。
- ・ 学校行事は、大切な機会ではありますが、必要に応じて変更することもあります。実施する場合は、感染状況などを十分に考慮した上で、安心・安全に十分配慮しつつ、適切な感染防止策を十分講じた上で、実施します。
- ・ 部活動は、感染拡大が特に心配されることから、活動内容や練習時間についてはもちろん、それ以外の行動などにおいても感染リスクを下げるよう指導を行います。
- ・ 食事をとる場面では、十分な換気を行いつつ、食事の前後の手洗いの徹底、席の配置の工夫、大声での会話を控える、食事後の歓談時におけるマスクの着用などの対策を行うよう指導を行います。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があるため、感染者や濃厚接触者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないよう指導を行います。

III 臨時休業及び出席停止の取扱いに関すること

- ・ 児童生徒及び教職員等に感染が確認された場合、岩出市教育委員会は、学校と保健所と連携を図り、保健所と相談した上、臨時休業の必要性を判断します。臨時休業が必要と判断した場合、感染の範囲に応じて、学校の全部又は一部を臨時休業します。
- ・ 各学校では、新型コロナウイルス感染症にり患した場合や濃厚接触者として特定された場合、発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状により学校を欠席する場合や新型コロナワクチンを接種する場合などにおいて、出席停止の措置を設けていますので、学校に問い合わせください。

IV 保護者の皆様に御協力していただきたいこと

- ・ 毎朝、検温し、健康観察票に記入して、学校へ提出してください。
- ・ 発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、医療機関等で診察を受けてください。また、PCR検査を受ける場合は、速やかに学校まで連絡をしてください。
- ・ 同居の家族についても、毎日健康状態を確認し、発熱や咳、味覚・嗅覚異常などの症状が見られる場合は、速やかに医療受診又は医療相談をお願いします。
なお、その際は児童生徒についても登校を控え、以降の対応について学校と相談してください。
- ・ 学校での発熱等の症状が見られた場合は、連絡をしますので、速やかに迎えにきてください。